

宮崎市のコミュニティ関連施策

平成 20 年 12 月 11 日
宮崎市市民部長 帖佐伸一

1 これまでの地域コミュニティ支援と課題

(1) 地縁団体等への財政支援

- ①自治会～運営費助成事業（一世帯あたり 1,500 円＋環境美化推進補助 200 円）、
防犯灯電気料補助（一灯あたり 1,700 円～年間電気料の 2/3）
- ②自治公民館～運営費補助（一館あたり 35,000 円）、自治公民館建設費補助（用地
を取得する際の補助・新增改築等の補助）

(2) NPOへの支援

- ①「九州一のボランティア都市」を目標に、平成 10 年に「ボランティア活動支援基本方針」を策定し、ボランティアなどの市民活動を積極的に支援し、まちづくりを進めてきた。
- ②平成 13 年に「市民活動推進条例」を施行し、平成 16 年に「市民活動推進基本方針」、17 年に「市民と行政との協働のルールブック」を策定。市民・市民活動団体・事業者・行政の 4 者の協働体制によるまちづくりを推進。
- ③財政支援～平成 13 年 4 月 1 日にマッチングギフト方式を採用した「市民活動支援基金」を創設し、市民活動団体の自立や資質向上を財政支援。

(3) 課題

- ①地縁団体等の課題～加入率の低迷、コミュニティの生まれにくい都市住宅、活動への参加者の減少、活動のマンネリ化、リーダーの固定化・高齢化など。
- ②このような中で、地域の課題は多様化し、単一の自治会など小さな組織では、地域課題に対応しきれない状況になってきている。

2 これから目指す地域コミュニティの姿

(1) 地域自治区の設置

①設置の趣旨

地域社会の住民自治力（地域力）を高め、行政とのパートナーシップのもとで最も効果的・効率的に地域課題の解消を図り、自信と誇りの持てる地域をつくるために地域自治区制度を導入。

②地域自治区の位置づけ

地域自治区制度の導入で、身近な地域の課題を解決する枠組みが整備された。今後は、市民・市民活動団体・事業者が相互に連携して地域課題を自主的に解決できるネットワークづくりに取り組み、地域力を高めていくことができる環境づ

くりを行っていく。

③地域事務所の役割

地域自治区の事務所として設置するもので、住民票発行などの「窓口業務」、地域の環境整備などの「地域要望の調整」、「地域協議会の支援」、災害時に災害対策本部の支部となり、避難準備情報や避難勧告等について情報の発信を行う「地域防災の拠点」の四つの役割がある。

④地域協議会の役割<地域の連携強化・施策の提言・諮問の協議>

地域自治区ごとに設けられた住民の意見を反映させるための組織で、自治区の住民参画の場であり、住民の多様な意見の集約と調整を行い、協働による地域づくりの推進役となる。

⑤地域コーディネーターの役割

地域協議会の運営支援、地域の地縁団体等の連絡調整、地域自治区内の地域振興など、地域の状況に応じて地域コミュニティの促進に関する業務を行う。

(15の地域自治区に2名ずつ配置)

⑥財政支援(地域魅力アップ事業補助金)

平成18年度より、地域課題解決のための財源として、地域魅力アップ事業補助金を創設し、地域協議会の課題実行部会で決定した事業に助成を行っている。

(18年度＝一地域30万円、19・20年度＝一地域平均45万円)

(2) 地域自治区制度の成果と課題

<成果>①これまでバラバラに活動していた各種団体の代表者が、一同に会し地域課題を協議することが出来るようになった。

②課題の共有が図れるとともに、課題解決に向けての連携を図りやすくなった。

③地域自治区事務所を設置したことにより、地域づくりの拠点が整備され、より幅広く効果的な活動の実施が可能となった。

<課題>①地域自治区に独自の予算や職員配置の検討

②地域協議会のもとに、課題解決に向けて実践する地域づくりの組織構築

③公立公民館(教育委員会所管)や地区社会福祉協議会など、行政組織の一本化

3 地域へ財源を(地域コミュニティ税の創設)

(1) 新税の必要性

今まで単独の自治会ではなかなか解決できなかった地域の課題を、地域協議会を中心として様々な団体が連携することにより、解決することが可能になると考える。

今後は、防犯・防災活動、地域福祉活動、環境保全活動、地域再生活動など、ますます多様化する地域課題に対し、地域住民自らが決定し、自ら責任を持って解決する

ための活動費の財源確保や充実した地域コミュニティの形成が望まれている。

そこで、住民自治の観点から、その活動費の一部を広く市民の皆様に求めたい。このことにより、地域コミュニティにおける住民主体のまちづくりの一層の推進、「自助」「互助」「公助」の有機的連携による支えあう地域コミュニティの形成、地域コミュニティの形成を目指すための市民意識の醸成や市民参画の推進が図られる。

(2) 新税の骨子

- ①納税対象者～個人で市民税均等割が課税されている人②税額～年額500円
- ③税の使途～地域自治区・合併特例区で取り組む地域の課題解決のための活動

(3) 地域のまちづくり団体（「地域まちづくり推進委員会」）の設置

地域協議会は市の附属機関であるため、事業実践機関の仕組みとして「地域まちづくり推進委員会」を設置することを提案した。平成20年度から、各自治区等では各種団体からの推薦者や公募委員或いは地域協議会委員（兼務）からなる「地域まちづくり推進委員会」の組織化を進めている。

(4) 評価委員会の設置

地域コミュニティ税を基にした交付金を活動費の財源に充てるものであるが、交付金の使途の内容を明らかにし、透明性の確保を図るため「地域コミュニティ税評価委員会」を設置する。評価方法として、「監査機能としての評価」、「まちづくり推進としての評価」を行う。

4 地域自治区の今後の展望

地域では、自治会以外にも、地区体育会や自治公民館、地区社会福祉協議会など従来から活発な活動を行っている団体があり、地域コミュニティの中で大きな役割を担っている。こうした団体の中には、十分な連携が図られないまま活動し、その結果、目的や内容が似通った活動を複数の団体が行っていることも見受けられる。これは、行政内の所管も別々になっていることが大きな要因の一つにもなっている。

今後は、地域自治区を軸に住民主体のまちづくりを一層推進するため、従来から活動している団体の連携を十分に図っていくことが必要となってくる。

また、公共の領域における行政主導による課題への対応を見直し、市民と行政との協働を進めるため、住民組織はもちろんのこと、行政もそれにふさわしいシステムに転換する必要がある。

このため、当面の取り組みとして、下記の項目を検討する必要がある。

- ①地域協議会・地域まちづくり推進委員会の充実
- ②市民活動団体とのネットワーク
- ③地域の人材育成
- ④自治会加入率の向上
- ⑤地域コミュニティ（地域自治区）に対応する庁内組織の改編